

宮崎県文化財保存活用大綱の策定について

文化財課

1 策定の趣旨

過疎化や少子高齢化の進行等、現代の社会状況の急激な変化に伴い、貴重な文化財が消滅の危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが求められている。こうした課題に対応すべく平成31年に施行された改正「文化財保護法」に基づき、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力の強化を図るため、「宮崎県文化財保存活用大綱」を策定する。

2 大綱の主な内容

- (1) 宮崎県の文化財概要
- (2) 宮崎県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針
- (3) 宮崎県の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
- (4) 市町村への支援方針
- (5) 防災・災害発生時の対応

3 策定スケジュール（予定）

令和2年	5月	策定検討委員会の設置
	6月	大綱策定について常任委員会・定例教育委員会で報告
令和2～3年度		策定検討委員会（6回程度実施） 市町村との意見交換会（6回程度実施） 文化財保護審議会の意見聴取（3回程度実施）
令和3年	6月	大綱(素案)を常任委員会・定例教育委員会で報告
	8月	パブリックコメント
	11～12月	大綱(最終案)を常任委員会・定例教育委員会で報告
令和4年	2月	公表

4 全国の状況（令和2年4月現在）

大綱策定済み	17	（青森・福島・神奈川・静岡・大阪・岡山・山口 など）
大綱策定中	25	（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・鹿児島 など）
大綱策定未着手	5	（東京・沖縄 など）

（参考）大綱の位置付け

